

# 令和5年第2回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和5年2月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第2回農業委員会を招集した。

## 2. 出席委員

### 【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克己	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

### 【農地利用最適化推進委員16名】

20番 井手 信一	21番 内田 光徳 (欠席)	22番 永露 茂
23番 篠原 新二	24番 櫻木 朝喜	25番 和佐野 やゑみ
26番 井手 峯勝	27番 日野 裕子	28番 手嶋 富與
29番 水城 正則	30番 星野 隆治	31番 満生 直樹
32番 大隅 高博	33番 柳 幹弘	34番 平田 美津子
35番 高良 悟	36番 重光 清士	37番 上野 智実 (欠席)
38番 鬼塚 清明 (欠席)		

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

## 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 市営土地改良事業の換地計画に関する意見について
- ・議案第 3号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田勝久
係長	松尾康年
事務吏員	渡辺晃
事務吏員	川波貴敬
事務吏員	岩切範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係	柴山利夫
農地改良復旧室 計画管理係	石井宏明
	坂田巨希

( 開会 14:00 )

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和5年第2回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）16名であります。  
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
議事録署名人に3番井上委員、4番末石委員を指名いたします。よろしく願います。  
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

7ページまで34件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から34番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

8ページをお開きください。次に、報告第2号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農  
業用施設)について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 報告番号1番について説明いたします。転用者・申請土地については議案書記  
載のとおりです。転用の目的は選果場、洗い場及びトイレの建設。転用の理由は農作物の出  
荷作業のため、自己が耕作する農地及び親が所有する宅地に建設するものです。参考事項と  
いたしまして、選果場1棟74.41㎡、洗い場1棟42.77㎡、トイレ1棟2.48㎡、  
一体開発する宅地731.57㎡。用途区分は、農用地区域外、農地の区分は第1種農  
地です。以上、報告いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 「ありません。」

議長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。  
10番挙手

議長 10番長野委員。  
10番 (長野委員) 排水計画はどうなっていますか。  
事務局挙手

議長 事務局。  
事務局 (松尾) 雨水等は既設水路へ放流、生活排水は隣接する自宅の合併処理浄化槽で処理し水路へ放流となっています。  
10番挙手

議長 10番長野委員。  
10番 (長野委員) わかりました。  
14番挙手

議長 14番坂田委員。  
14番 (坂田委員) この件は4条申請とはならないのですか。  
事務局挙手

議長 事務局。  
事務局 (松尾) 本件は農地の転用には違いありませんが、自分の農地を200㎡未満の農業用施設への転用については、4条申請の県許可を必要としない規定がありますので、定例会で報告という取り扱いをしているところです。  
14番挙手

議長 14番坂田委員。  
14番 (坂田委員) わかりました。  
22番挙手

議長 22番永露推進委員。  
22番 (永露推進委員) 一体開発する宅地とはどのような意味ですか。  
事務局挙手

議長 事務局。  
事務局 (松尾) 申請地の隣に、申請者の自宅がありますが設置する農業用施設が宅地部分も使用しますので、このように記載しているところです。  
22番挙手

議長 22番永露推進委員。  
22番 (永露推進委員) わかりました。  
12番挙手

議長 12番田中委員。  
12番 (田中委員) この申請は121㎡ですが、施設の合計面積は119.66㎡となっていますが説明をお願いします。  
事務局挙手

議長 事務局。  
事務局 (松尾) 先程の質問でも説明しましたが、施設の一部が宅地部分を使用しますし、また通路等の部分を含みますので申請は121㎡となります。  
12番挙手

議長 12番田中委員。  
12番 (田中委員) わかりました。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第2号を終わります。  
9ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）に  
ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 （川波）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。  
農業振興課挙手

議 長 農業振興課。  
農業振興課（柴山）詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。  
本件について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。  
12ページをお開きください。次に、議案第2号「市営土地改良事業の換地計画に関する意  
見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 （松尾）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農地改良復旧室の説明を求めます。  
農地改良復旧室挙手

議 長 農地改良復旧室。  
農地改良復旧室（坂田）詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農地改良復旧室の説明は終わりました。  
本件について、質問や意見はありませんか。  
16番挙手

議 長 16番畑委員。  
16番 （畑委員）16ページ妙見川地区の地図に非農用地が795㎡ありますが説明をお願いします。  
農地改良復旧室挙手

議 長 農地改良復旧室。  
農地改良復旧室（石井）この795㎡は従前地が宅地でしたので、非農地で取り扱いしています。  
15番挙手

議 長 15番永井委員。  
15番 （永井委員）元々こちらには、〇〇さんがお住まいでしたが、水害後に大分の方に引越しさ  
れましたので、その宅地部分となります。  
16番挙手

議 長 16番畑委員。  
16番 （畑委員）わかりました。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議 長 なければ、本件について、1件ずつ同意・不同意についてお伺いします。  
まず、桂川流域下須川地区・下比地区の換地計画について同意される方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、桂川流域下須川地区・下比地区は同意といたします。  
次に、妙見川流域第3地区の換地計画について同意される方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、妙見川流域第3地区は同意といたします。  
それでは、議案第2号は2件とも同意とし、市長へ通知いたします。  
17ページをお開きください。次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）  
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお  
願いします。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局。（岩切）議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり  
ます。よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の15番永井  
委員、24番櫻木委員を指名いたします。  
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局。（岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いた  
します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の15番永井  
委員、24番櫻木委員を指名いたします。  
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局。（岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いた  
します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の13番中嶋  
委員、29番水城委員を指名いたします。  
次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局。（岩切）審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いた  
します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の2番森部  
委員、34番平田委員を指名いたします。  
次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局。（岩切）審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いた  
します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の8番吉松  
委員、37番上野委員を指名いたします。  
次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 (岩切) 審議番号 6 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願  
いたします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 6 番について、担当地区委員の 8 番吉松  
委員、37 番上野委員を指名いたします。  
次に審議番号 7 番について事務局の説明を求めます。  
事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 (岩切) 審議番号 7 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願  
いたします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 7 番について、担当地区委員の 6 番小島  
委員、32 番永露委員を指名いたします。  
次に審議番号 8 番について事務局の説明を求めます。  
事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 (岩切) 審議番号 8 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願  
いたします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 8 番について、担当地区委員の 10 番長野  
委員、36 番重光委員を指名いたします。  
審議番号 1 番から 8 番を一括とし、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
なければ、審議番号 1 番から 8 番について、賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、議案第 3 号は可決されました。  
19 ページをお開きください。次に、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につ  
いて」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。  
事務局の説明を求めます。  
事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 (川波) 朗読をもって説明。23 ページまで 15 件ございます。  
審議番号 1 番について状況説明。  
ご審議方よろしくお願いたします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。5 番武井委員。  
5 番挙手  
議 長 5 番武井委員。  
5 番 (武井委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、  
議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は隣接農地と一体的に耕  
作するため、譲渡人は離農です。詳細については先程事務局より説明があったとおりです。  
農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いたします。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。  
5番挙手

議 長 5番武井委員。  
5番 (武井委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は祖母からの贈与、譲渡人は孫への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
14番挙手

議 長 14番坂田委員。  
14番 (坂田委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は遠方在住のため、規模を縮小するものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手

議 長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

- 9 番 挙手  
議 長 9 番 窪山委員。  
（窪山委員）審議番号 5 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人 2 名は相手方の要望です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。  
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号 5 番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号 5 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号 5 番は許可といたします。  
次に、審議番号 6 番について、担当委員の説明を求めます。7 番 椿委員。  
7 番 挙手
- 議 長 7 番 椿委員。  
7 番 （椿委員）審議番号 6 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地取得、譲渡人は遠方在住のためです。なお、新規就農ということなので、2 月 2 日に三役と事務局で面談を行い、就農の意思確認をしています。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 （「ありません。」）
- 議 長 審議番号 6 番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号 6 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号 6 番は許可といたします。  
次に、審議番号 7 番について、担当委員の説明を求めます。8 番 吉松委員。  
8 番 挙手
- 議 長 8 番 吉松委員。  
8 番 （吉松委員）審議番号 7 番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は高齢のためです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。  
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号 7 番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号 7 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号 7 番は許可といたします。  
次に、審議番号 8 番について、担当委員の説明を求めます。10 番 長野委員。  
10 番 挙手
- 議 長 10 番 長野委員。  
10 番 （長野委員）審議番号 8 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は父からの贈与、譲渡人

は子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号8番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

10番挙手

議長 10番長野委員。

10番

(長野委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は父からの贈与、譲渡人は子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号9番について、質問や意見はありますか。

1番挙手

議長 1番徳田委員。

1番

(徳田委員) 経営面積が審議番号8番と同じですが、説明をお願いします。

10番挙手

議長 10番長野委員。

10番

(長野委員) 審議番号8番と9番の譲受人は夫婦で同一世帯なので、経営面積は同一となります。

1番挙手

議長 1番徳田委員。

1番

(徳田委員) わかりました。

議長 他に、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。2番森部委員。

2番挙手

議長 2番森部委員。

2番

(森部委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

議長 推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号10番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。  
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。  
3番挙手
- 議 長 3番井上委員。  
3番 (井上委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は農家でなく農地の管理ができないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号11番について、質問や意見はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。  
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。  
3番挙手
- 議 長 3番井上委員。  
3番 (井上委員) 審議番号12番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は周囲に農地を所有しており効率的な営農を行うため。譲渡人2名は狭小で利用できないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号12番について、質問や意見はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。  
次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。  
18番挙手
- 議 長 18番林委員。  
18番 (林委員) 審議番号13番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は周囲に農地を所有しており営農に便利であるため。譲渡人は相手方の要望。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。  
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号13番について、質問や意見はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。  
次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。  
4番挙手

議 長 4番末石委員。  
4番 (末石委員) 審議番号14番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は相手方の要望。農地法第3条第2項には該当いたしません。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号14番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。  
次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。  
16番挙手

議 長 16番畑委員。  
16番 (畑委員) 審議番号15番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号15番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時10分まで休憩します。

14時58分休憩

15時22分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。  
24ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。25ページまで5件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。  
9番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は、現在、借家住まいで手狭となったため、父の土地を借りて自己用住宅を建設するもの。参考事項と

いたしまして、第一種低層住居専用地域、居宅1棟120.00㎡。農地法の運用は、用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長  
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
（「ありません。」）

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長  
全委員 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手  
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手

議長  
9番 9番窪山委員。  
（窪山委員）審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲4区画の整備。理由は、住環境が良く、交通の便も良いため、宅地分譲を行うもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長  
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
（「ありません。」）

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長  
全委員 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手  
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
14番挙手

議長  
14番 14番坂田委員。  
（坂田委員）審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は、国道322号の拡張に伴い、居宅が収用されるため、〇〇〇〇の自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟99.37㎡、一体開発する宅地146.9㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長  
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
（「ありません。」）

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長  
14番

14番坂田委員。

（坂田委員）審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は敷地拡張、太陽光発電設備です。理由は、境界を誤り、開発時に申請地へ越境してフェンスを設置したため、転用申請を行うものです。参考事項といたしまして既存敷地73,726.98㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、鉄道の駅（西鉄甘木駅）から1km以内で宅地の面積の割合が40%以上の区域にある農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は地下浸透及び自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議 長  
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

（「ありません。」）

議 長

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長  
全委員

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。

13番挙手

議 長  
13番

13番中嶋委員。

（中嶋委員）審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は、現在、中鶴東公民館の駐車場が不足しているため、隣地に駐車場の整備を行うものです。参考事項といたしまして、駐車場6台、既存敷地368.39㎡。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。

雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしく願います。

議 長  
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

（「ありません。」）

議 長

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

全委員

議 長

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

26ページをお開きください。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

（岩切）審議番号1番から4番については、推進機構からの買入れです。審議番号5番から6番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から6番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員  
議 長  
議 長

賛成の挙手

賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

28ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

(渡辺) 議案朗読をもって説明。2件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議 長

6番小島委員。

6番

(小島委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして農用地区域外、第1種農地、敷地拡張。既存敷地353.96㎡。20年以上前から宅地又は雑種地課税されているため、非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしく願います。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員  
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。

3番挙手

議 長

3番井上委員。

3番

(井上委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外、第2種農地。昭和51年に住宅建設をしてあります。ご審議方よろしく願います。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議 長

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:36)